

改定後	改定前
<p>反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意私（会員の名義人（会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員・<u>実質的支配者</u>等を含む。以下同じ。)) および使用者は、次の①に規定する暴力団員等<u>もしくは①</u>の各号のいずれかに該当する場合、②の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または①に<u>もとづく</u>表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私および使用者は、上記行為または虚偽の申告が判明<u>した</u>場合、当然に貴社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、一切私および使用者の責任といたします。</p> <p>①貴社との取引に際し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の（イ）から（ホ）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。</p> <p><u>（イ）</u>暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。</p> <p><u>（ロ）</u>暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。</p> <p><u>（ハ）</u>自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。</p> <p><u>（ニ）</u>暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。</p>	<p>反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意私（会員の名義人（会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。)) および使用者は、次の<u>（1）</u>に規定する暴力団員等<u>または（1）</u>の各号のいずれかに該当する場合、<u>（2）</u>の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または<u>（1）</u>に<u>基づく</u>表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私および使用者は、上記行為または虚偽の申告が判明<u>し会員資格が取り消された</u>場合、当然に貴社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、一切私および使用者の責任といたします</p> <p><u>（1）</u>貴社との取引に際し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の①から⑤のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。</p> <p>①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。</p> <p>②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。</p> <p>③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。</p> <p>④暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。</p>

反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意（コーポレート会員）

<p><u>(ホ)</u> 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。</p> <p><u>②</u> 自らまたは第三者を利用して、次の<u>(イ)</u>から<u>(ホ)</u>のいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。</p> <p><u>(イ)</u> 暴力的な要求行為 <u>(ロ)</u> 法的な責任を超えた不当な要求行為 <u>(ハ)</u> 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 <u>(ニ)</u> 風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為 <u>(ホ)</u> その他前記<u>(イ)</u>から<u>(ニ)</u>に準ずる行為</p>	<p><u>⑤</u> 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。</p> <p><u>(2)</u> 自らまたは第三者を利用して次の<u>①</u>から<u>⑤</u>までのいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。</p> <p><u>①</u> 暴力的な要求行為 <u>②</u> 法的な責任を超えた不当な要求行為 <u>③</u> 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 <u>④</u> 風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為 <u>⑤</u> その他前記<u>①</u>から<u>④</u>に準ずる行為</p>
--	---